

地方独立行政法人長崎市立病院機構における長崎市個人情報の保護に関する規程

令和5年3月27日

規程第12号

地方独立行政法人長崎市立病院機構が管理する文書に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎市条例第40号）の施行に関し必要な事項については、別に定めるものを除くほか、長崎市個人情報の保護に関する規則（令和5年長崎市規則第10号）その他市長が定める規程の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（地方独立行政法人長崎市立病院機構における長崎市個人情報保護条例施行規程の廃止）

2 地方独立行政法人長崎市立病院機構における長崎市個人情報保護条例施行規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第9号）は廃止する。